

午前 10 時 5 分 開議

議長（重里 勉君） ただいまから平成 7 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において 11 番 堀口武視君、13 番 市道貞二君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 3 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 5、泉南監報告第 7 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 大石恭史君。
監査委員（大石恭史君） おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成 7 年 2 月、3 月、4 月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 7 年 2 月分は平成 7 年 3 月 28 日に、平成 7 年 3 月分は平成 7 年 4 月 28 日に、平成 7 年 4 月分は平成 7 年 6 月 5 日にそれぞれ黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。

これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の例月出納検査資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支、内容を照合したところ、いずれも符合しております。出納は適正に行われていたものと認定いたしました。

以上、甚だ簡単ですが、監査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査を実施いたしておりますので、その結果報告をお手元に配付いたしております。あわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で監査報告 4 件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、議会報告第1号 泉南市樽井地区財産区に関する調査についてを議題とし、本件に関し委員長の報告を求めます。泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員会委員長 堀口武視君。

泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員長（堀口武視君） おはようございます。議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから樽井地区財産区に関する調査特別委員会における経過と調査の状況について御報告申し上げます。

本特別委員会の設置趣旨は、樽井財産区の運営に関する諸問題について、過日の平成7年第1回定例会において地方自治法第98条の規定に基づき樽井財産区の運営について調査を行うため設置され、閉会中の継続調査として付託を受けたものでございます。

それでは、本特別委員会における今日までの調査の経過を順次御報告申し上げます。

まず、平成7年4月17日に開催されました第1回特別委員会において、当該委員会の正副委員長の互選から始まり、不肖私が委員長に、また副委員長に北出議員が選出されました。

その後、今後の調査方針について検討した中で、今後必要と思われる資料について、その資料の提出を求めました。

これに基づき第2回特別委員会を平成7年5月24日に開催し、提出資料について理事者からその資料の説明並びに今日までの経過の説明を受け、調査を行いましたが、調査の終結には至っておりません。

なお、調査に当たった委員からの指摘事項については、理事者においてもでき得る限り問題の解明に努め、的確なる答弁が行えるよう努めるとのことでした。

なお、今日までの調査の主な部分については、財産区の運営に関する使用料の問題、ポンプ池の売却による金銭の動き、並びに財産区委員の研修について、さらに合併当時と現時点における資産の相違等について、鋭意調査を行ってまいってきているところでございます。

以上が今日までの本特別委員会における調査の概要でございます。

結論として、いまだ付託されました調査については調査の終結に至っていない状況であり、よって今後も引き続き精力的に調査を進めてまいり、本問題については調査終結までの間、引き続き閉会中の調査を行いたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、今日までの本特別委員会の調査状況の報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

ただいまの本件に関する委員長の報告は、調査終結までの間、閉会中の継続審査であります。なお、委員長から、本件については会議規則第103条の規定により、お手元に御配付いたしております閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の報告及び申し出書のとおり、調査終結までの間、閉会中の継続審査に付することに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議会報告第1号は、委員長の報告及び申し出書のとおり、調査終結までの間、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認

を求めるについて、平成6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成7年3月末日に退職する職員が新たに生じたことにより、退職手当を予算措置する必要から専決処分したものでございます。

内容につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ5,020万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ208億1,036万3,000円としたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 今の御説明で、何人退職したのかですね、その辺ももう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

今回増額いたしました職員手当5,020万2,000円でございますけども、一般職員2名の退職によるものでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 中途退職だと思うんですがね、もう少し退職された方の、氏名まではいいですけども、どういう状態で退職されたのかですね。若い方であればまたあれなんですけど、定年まで行かれるのが普通とは私も決して思いませんけども、どういう状態で退職のようなことが起こったのか、その辺の説明も若干やってください。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

平成6年度中に退職されました方は、一般職員で10名、また特別職で2名でございます。そういう状況の中で5,020万2,000円が不足を生じ

たということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、予算のときに退職される方は、定年で終わられる方は大体読めると思うんですけどね。恐らくこういう専決されとるわけですから、予定されておる以外に退職されたということだと思うんですが、この10名と特別職2名というのは、大体どういう理由で退職に至ったのかですね。その辺の説明もやっていただかないと、この議案が出てきても、なぜこれ——専決ですからもう金はお支払いしとると思うんですが、その辺の退職に何か問題がなかったのかどうかですね。そういうところもちゃんと説明をしていただかないと、ちょっと中身が全然わからんですね、こんなの。一遍にちゃんとやってください。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） この専決処分の2名につきましては、当然その当時、3月議会をお願いしておりました特別職の選任の問題と関連いたしまして、議会において御了解をいただければ退職するということとのリンクで、予算上は当然まだ予定しておらなかったと。議会で御承認をいただいたということで3月30日付で市長の方で専決処分したものでございまして、それについては十分御理解のほどお願い申し上げます。（和気 豊君「1人はそうやる。あと1人」と呼ぶ）及びそれと関連しておやめになった方もおられまして、その2人分の措置をしたところでございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 何かさっぱりわからんですね、何を言ってるのかね。特別職の方がやめられたんですか、これ、予定外に。そういうことを言っとるんですか。さっきは一般職2名がやめられたという御説明でしたね。特別職というのは一体だれのことを言ってるのか。市議員とか市長とかいろんな人がおると思うんですが、特別職であれば、だれがどうやめられたのか。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 先ほども申しましたように、特別職選任に係る方が当時一般職でおられまして、3月29日に助役の選任に同意いただいたと。それを踏まえて3月31日に一般職としての職を辞されたと。それと、そ

れに関連されてやめられた方がおられて、その2名について市長の方で予算の専決処分をしたところでございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 今お座りになっとる助役さんの問題が1つあると思うんですが、それに関連してやめたというのはどういうことなんですか、関連してやめたというのは。ほかの方が何かそれに関連するわけですか。ちょっと関連という意味がわからないですね。

ここで我々議会として問題にしたいのは、退職金が普通の形で、ノーマルな形だったらいいと思うんですが、この背景には働く立場からいえばちゃんと働いていたいわけですから、それが何か市の組織の中の仕組みの中で勤められなくなってやめるということは大変まずいと思うんですね。そういうものがないのかどうかということが僕らは関心あるわけですよ。そういう点では、すべての働く皆さんが希望を持ってお働きになっていらっしゃるわけですから、そういうことを最大配慮して、そして最終的には市民のサービスに気持ちよくこたえていくという、そういう環境を我々はつくっていかなあかんわけですから、こういう退職金——金だけの問題ではなしに、なぜ退職したのかというのはやっぱり我々気になる問題ですからね、その辺をちゃんと説明をしていただきたいですね。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 先ほど申しましたように、1名は一般職のままで特別職人事に提案されて、3月29日に議会の御同意いただいて、それに基づいて一般職としての退職をされた、それに対する対応でございます。あと1名は一身上の都合により退職されるということ急遽対応されましたので、それについて対応したところでございます。よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 納得はちょっとしないのでね、僕が言ったのはそういうことなんですよ。退職というのは、普通の形での退職は何も問題にする必要ないわけで、それは予算にもちゃんと組んどけるんでね。まあ途中でやめるというのは、ある意味で自由なんですけども、ほんとの自由な自分の意思でやめたんであればそれは何も問題はないんですけどね。やめざるを得んようになってやめるというのは、不幸なことですからね。そういうことがないように、市の職員は気持ちよく最後まで働きたいと思ってる人

は働けるような、そういう環境を整備していくべきじゃないかなと私は思いますので、こういう特別に専決をしなければならないという予算の出方は、退職金に関してはやはりいささか問題があるんじゃないかなと私は思うので、一身上の都合でやめたという説明ですけども、そうかなという思いを今のやりとりの中から私は抱かざるを得ません。そういうことで、やっぱり市の職員の皆さんが気持ちよく働き、市民の皆さんのために気持ちよいサービスができるような環境をより進めていただきたいなあと、そういうふうに思います。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成6年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） ただいま上程されました報告第2号につきまして説明を申し上げます。議案書の13ページでございます。

専決理由としましては、第7次拡張事業に充当される企業債が融通決定されまして、起債の限度額に変更が生じたため専決処分をしたということでございます。

また、その限度額の変更決定の通知が3月の末ということで、3月の定例会に提案ができずに専決処分をし、本日報告をするということでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

変更の内容でございますが、議案書15ページから16ページに記載されておりますので、順次説明を申し上げます。

16ページの表でございますけれども、起債の目的としまして、第7次拡張事業ということでございます。変更前の限度額が1億4,700万円、これを变更后2億2,700万円に8,000万円の増額ということでございます。

そして、それに伴いまして若干の補正がありまして、議案書の18ページをごらんください。この18ページにつきましては、資本的支出の補正ということでございます。節としまして工事請負費、補正額としまして2億4,420万円ということでございます。これにつきましては、りんくうタウンへ通ずる道路建設の早期開通に整合するべく水道配水管の埋設が急務となったので、執行したということでございます。その内容としまして、りんくう配水区配水管の工事が延長としまして2,485メートル、六尾配水区配水管工事としまして延長が3,440メートルということでございます。

そして、大変申しわけないんですけども、17ページの方に戻ってほしいと思います。17ページの方では資本的収入の補正ということでございます。まず、企業債につきましては、先ほどの限度額変更で補正額が8,000万円の増ということでございます。そして、工事負担金としまして1億3,504万円、合計としまして2億1,504万円ということでございます。

以上で説明を終了しますので、どうか御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 今、工事内容の説明で、りんくうが2,400メートル、六尾が3,400メートルという御説明があったんですが、初めの説明ではりんくうタウンの送水管という話で、この六尾もそういうことなんですか。六尾という場所の問題なんですか。

それから、工事負担金のこれは、どこからこの負担金を収入をいただけるのか、大阪府なのかどうか、この辺ちょっと御説明してください。

議長（重里 勉君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 答弁申し上げます。

六尾配水区というその場所なんですけども、これはいわゆるりんくうタウンの方に送水するにつきましては、六尾の浄水場の方から送水するという事で、りんくう配水区と六尾配水区というふうに名称をつけてるわけなんですけども、いわゆる六尾の浄水場から配水をするので六尾配水区と、そういうふうに呼んでおります。

そして、もう1点につきまして、工事に係る負担金なんですけれども、これにつきましては1億3,504万円、これは全部企業局の方から収入となっております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） ほかにありませんか。———島原君。

24番（島原正嗣君） ようわからんのやけども、教えていただきたいと思うんです。今の小山さんの質問と関連をするんですが、りんくうの関係の工事費を今大阪府から1億3,000万と、そういう御答弁いただいたんですけども、この1億3,000万の府としての補助金というんですか、これは3,000メートル、3,000メートルということの何分の1かの———どういう積算基準になるのかですね。1つはそのことについて御答弁をいただきたい。

もう1つ、りんくう事業というのは特殊な事業でして、一般開発とはちょっと異なった関係だと思うんですけども、六尾浄水場からりんくうまで引っ張ると。そういう場合は、補助金なり負担金というのは大阪府にある程度というんか、今おっしゃってる額もあると思うんですけども、特別な取り計らいを話ししてないのかどうか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 山本工務課長。

水道部工務課長（山本知良君） ただいまの御質問にお答えいたします。

りんくう配水区につきましては、先ほど部長から答弁ございましたが、六尾浄水場からりんくうタウン内、今都計道路がありますけれども、金熊寺男里線、樽井男里線の中へ六尾からりんくうタウンへ行く導水管及びりんくうタウン内の配水管、これについてはすべて100%企業局負担となっております。

以上です。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） りんくう関係の工事費の問題は100%負担と、こういうことですが、今おっしゃった1億3,000万何がしかのやつは、これは全部100%そういう積算に基づいて大阪府が出してるのかどうかですね。

そうしますと、水道会計の場合ちょっとややこしいんですけども、市が補正するとか何とかいうふうな形の項目よりも、むしろそういうことに対する大阪府の補助金なり何なりという形で、もっと明確に議会に提示しないと、財政上問題があるのと違うかなと。こういう書き方をしますと、市の方がある程度負担してるというふうな判断も成り立つんですが、そこらあたりはどうですか。

今部長の方からおっしゃった1億3,504万円、この額は今山本課長ですか、そこらあたりの関係をもっと明確に御答弁いただけませんか。

議長（重里 勉君） 山本工務課長。

水道部工務課長（山本知良君） 申しわけございません。先ほど部長が答弁いたしましたりんくう配水区の配水管布設の延長2,485メートル、この分につきましては1億3,504万円という積算でございます。あとの六尾配水区配水管3,440メートル、これにつきましては先ほど言いました都計道路の歩道に、その道路に面した地域に配水する、これは当水道部の持ち分であるということで、これは水道部の単独費用もしくは起債を借り入れてする事業ということで終わっております。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 第7次拡張事業ですね、これの位置づけ、性格、そしてそれに基づく内容についてお示しをいただきたい。

普通、拡張事業というのは、1つは上水源の確保、これに伴う事業、それから第7次拡張事業の場合にはりんくうタウン等を先取りいたしまして、りんくうタウンへの導水管の布設と、こういうのが特別に付与されているわけですが、それに限られる、こういうふうにするんですが、従来からもそういうことで第何次かにわたる拡張事業をずっとやってきたわけですが、あくまでも上水源確保とそれにかかわる事業、こういうふうにするんですが、今言われました1億3,500万何がしかの六尾配水区からのりん

くうへの導水管、これは理解できるんですね。

しかし、金熊寺男里樽井線ですか、これが敷設されるので、それに伴ってここへ管を入れる。これは配水管新設事業ということで、むしろ第7次拡張事業とは区分けをした方が明確になるのではないか。余り猫もしゃくしもこの第7次拡張事業ということでここへ突っ込んでしまいますと、これは当初、平成元年に法に基づいて水道事業法の関係の条例にかかわって、附則でうたっている平成元年を起点として向こう10年間、この総額にいろいろ問題が出てくるのではないか。

例えば、新家校区のいわゆる府営水道を受けた配水池の2つの新設、これなんかは上水源を府営水に求めて、これによってこれをたくわえると、こういう事業ですから、まさに第7次拡張事業の骨格をなさなければならぬ事業だと、こういうふうにするんですが、余り配水管を新設する事業までここへ突っ込みいたしますと、最後にまた第7次拡張事業の総額が足らなくなって、これを延長せなあかんとか、そういうことが出てくるのではないかというふうに思いますので、その点はどうか、御見解をお示し願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 今回の第7次拡張事業につきましては、その拡張をする理由ということでございますけれども、いわゆる関西国際空港の開港とりんくうタウンが造成され、それに伴って給水人口、給水量が増加すると。これに対して市としましては配水をしなければならないというような理由で拡張をやっていると。この年度につきましては、平成元年から平成12年まで12年間の事業でやっていきたいと、このように考えてやっておりますのでございます。

ただ、今回、先ほどの負担金につきましては、いわゆるりんくうタウンに関係する企業局が負担するべき分の負担をちょうだいしてると、そういうような内容でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） りんくうタウンへの通ずる導水管とか、あるいはりんくうタウン内の新たな配水管の布設、これは第7次拡張事業の中の1つの柱として位置づけられているわけですから、これをやることについては

やぶさかではない、私はそう言っとるんです。ただ、新たに金熊寺から樽井に至るこの新しい府の都計道路ですね、ここへ管を埋めるというのは、むしろその沿道に新たな給水を確保する、そういう配水管を新設する、こういう事業でしょう。だから第7次拡張事業の性格から少しずれんではないか。猫もしゃくしもここへ突っ込みますと、本来の上水源確保という拡張事業——上水源を拡大すると。これが拡張事業の性格ですよ。その財源が足らなくなってしまうのではないかと。

また、新家のいわゆる貯水池2つですね。これなんかも府営水を導いてくると。府営水を上水源にしてこれをその校区域に——開発も予定されておりますが、ここに配水をしていくと、こういう事業に財政的に欠落部分が生じてくるのではないかと、そういうことを言ってるんですが、その辺は問題ないんでしょうか。

議長（重里 勉君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほど課長の方から答弁申し上げてますけども、いわゆるりんくうタウンの方への送水管の布設と、それから道路の両サイドに埋設をする配水管ですね、これの違いというのは御指摘のとおりかとは存じます。

ただ、今回、報告第11号の方で報告申し上げる用意をやってるわけなんですけれども、通次繰り越しというものがあまして、これは先ほど申し上げましたように平成12年までの事業ということで、これにつきましては従来からも通次繰越額というものが相当入っていると。それで事業の継続年が12年ということですので、平成9年か平成10年には当然見直しをする必要が生じてくると、こういうふうを考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるにつきまして、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。議案書の19ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成7年3月31日に専決処分した泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の背景、専決の理由について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成7年3月23日に公布され、同年4月1日より施行され、電気自動車に対する軽自動車税の軽減措置が平成6年度分限りで廃止されることとなったため専決処分したものでございます。

その改正内容は、平成5年度及び6年度の電気自動車に課する軽自動車税の軽減措置を規定する附則第8条を削除するものでございまして、施行期日は平成7年4月1日からでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、平成6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。議案書の第25ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成6年度泉南市一般会計補正予算（第10号）について、同条の第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成6年度の事業実施に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額に変更が生じたもの、及び決算見込みによる経費の執行残による減額など、歳入歳出予算について補正措置を専決処分したものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、歳入歳出の総額からそれぞれ13億8,463万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ194億2,572万7,000円としたものでございます。

歳出の主なものについて簡単に御説明申し上げます。恐れ入りますが、47ページをお開き願います。乳幼児入院医療助成費の扶助費の2,632万3,000円の減額でございますが、平成6年度における入院医療扶助費の支出減が見込まれるための補正でございます。

次に、53ページをお開き願います。53ページの男里昭和橋線橋梁整備事業費でございますが、予算が不要になったもの及び事業執行に伴う入札減等でございます。

続きまして、57ページをお開き願います。57ページ後段の市場岡田線新設事業費でございますが、主なものといたしましては、平成5年度末の国庫の追加内示により平成6年度予定分を先行買収したことによる不執行分でございます。

次に、59ページをお開き願います。公共下水道費2億793万8,000円の減額でございますが、下水道特別会計の事業費の確定に伴う繰出金の減額でございます。

次に、60ページをお開き願います。榎井西岡田吉見線新設事業費でございますが、関係者協議が諸般の事情により遅延したことによる減額でございます。

次に、66ページをお開き願います。海会寺跡整備事業費でございますが、次のページの委託料、工事請負費につきましては、工事が翌年度施工になったための減額補正でございます。

その下の諸支出金についてでございますが、公共施設整備基金費、公債費管理基金費、次ページに飛びますが、ふるさと創生事業推進基金費等がそれぞれ減額されたものでございます。

またもとに戻っていただきまして、地方債の補正につきましては34ページから37ページに、歳入につきましては39ページから44ページにかけて記載しております。また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費については、38ページ、第3表繰越明許費として、仮称泉南市農業公園整備事業費を計上しております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 13億という大変大きな金額でございます。この中に、事業をやろうとしておったんですが、起債が認められなかったとか、そういうものについてちょっと御説明をしていただきたいと思います。

それから、ふえたものと減ったものとがいろいろ合算して最終的に13億になっとるんですが、減ったものだけのトータルは大体どれぐらいになるのか、その辺の御説明をお願いをしたい。

それから、乳幼児の問題については、余りそういう希望がなかったとい

う説明ですが、じゃ、あったのはどれだけあったのかということと、実際そういうものを必要とされておる方があるのに、やっぱり周知徹底がないから利用されなかったのかどうか。今後この事業を進めていくについては、どういうふうに考えていらっしゃるのかをひとつ御説明をいただきたいと思えます。

そこをひとつ御説明お願いします。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 私の方から、乳幼児の入院医療費の方の件について御答弁申し上げます。

まず、当初予算で見込んでおりましたのは、500件を見込んでおりましたわけですが、現実的には182件という数字に減ったわけでございます。また、単価にいたしましても1人当たり6万3,000円を見込んでおりましたが、1人当たり2万8,444円ということで、当初見込みより大幅に下回ってしまったというようなことでございます。

そしてまた、これの周知徹底につきましては、市の広報、それにチラシ等もこしらえておまして、周知徹底を図っておるわけでございますが、今後とも広報なりほかの方法でいろいろと周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員さんの質問の中で、事業の関係で起債が認められなかったものという質問の仕方だったと思えますけれども、事業部の関係では、主なものといたしまして昭和橋が7,800万円減しております。これは先ほども議案の説明のときにありましたように、ことしの事業の執行残ということで減額をしたものでございます。

それと、市場岡田線では3億7,750万起債を減額いたしておりますが、これも平成5年度国の追加内示等によりまして先行執行したということで、今年度の予算の減額が出たということでの減額でございます。

樫井西岡田吉見線につきましても2億3,180万減をいたしておりますけれども、これも5年度の国費等の内示によりまして先行執行等が主なものでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 松本財政課長。

総務部財政課長（松本寿高君） お答えいたします。

各款の減額トータルで約15億1,000万が減額ということになっております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 500件の見込みで182件ということで、小さいお子さんですから入院する率が少ないのかもわかりませんが、これに合わせて通院の問題についてもいろいろ議論のあるところですので、そこらも絡めてひとつ検討する必要があるんじゃないかな。検討というのは、そういう通院も含めて助成をする必要があるんじゃないかなということだと思います。

それから、議案を提案する前の説明のところでも、起債が認められないので減額という表現があったんですが、そうすると、今3つの説明があった中で、それに該当するのはどれになるんでしょうかね。下水道の方の繰り出しも減額になっとるんですが、下水道の方も入れて、下水道のところでも議論したらいいのかもわかりませんが、そういう仕事をやれる環境にあったにもかかわらず、府なり国の起債、補助が予定しておいたよりはなかったという、そういうものはこの中にどうあるのか、ちょっと明確に言ってもらいたい。

それから、これは3月31日で専決をされていらっしゃるんですが、融通決定、いわゆる事業の規模なり起債の額が国の方できちっと決定すると思うんですが、決定をして事業をしとるわけですので、この決定をするのは大体いつごろになるんですかね。秋ぐらいか夏ぐらいか、その場で決まった場合にこういう専決をせずに、決まった段階でそういう事業費の確定をするべきではないのかなと思うんですが、こういう一番最終的に調整的に——入札減というのはそらわかるんですけどね、要するに国のそういう起債のあれが決定をしたのでということがあるので、その決定をした段階で予算としてきちっと上げれないのかどうか、その辺の仕組みみたいなことを御説明いただきたい。

議長（重里 勉君） 松本財政課長。

総務部財政課長（松本寿高君） お答え申し上げます。

まず、起債の決定の件なんですが、これは3月末日をもって決定されるということになっております。また、起債が認められないということなん

ですが、事業の決算見込みに伴い事業費の減額に応じ起債が変わるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 今3つの説明があったんですけどね、これは常任委員会の協議の中でも説明あったんですが、国が起債を認められなかったのという表現があったんですが、それはこの3つの事業の中でどれなのか。そういうものはなかったのかどうかですね。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 私、先ほど説明しましたのは、起債の場合、認められなかったという表現ではなくて、融通決定がされたことに伴い最終的に確定したと。確定したことに伴いまして補正予算等お願いしております。事業が実施状態にありながら国・府等の起債の枠が認められなかったという事例は本補正予算ではございませんで、逆にこちらの方の事業の進捗状況が十分にいかなくて、結果として起債を見送ったというふうな事業が、例えば埋蔵文化財センターの事業等がございます。そういう内容で減額としておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、市の方の執行の都合で起債が減額したと。すべてですね。しかし、国が阪神大震災なんかでお金が要って、起債が認められなかったとか補助が認められなかったのという表現があったのでね、事業をやる予定はきちりあったのに、そういうものでやれなかったというものがいいのかという思いをちょっと持ったので、それはないということによろしいんですね。僕は傍聴しとってそういう表現があったからね、それはないのかどうかということで、ないということであれば結構ですが。

そうすると、予定された事業が市の都合でやれないということについては、やはりもう少し執行体制、組織体制なんかはきちっと見ていかないと、福祉センターの問題1つにしてもそうですが、予定どおりいかないために国の補助も府の補助も延び延びになっとるわけですから、その辺はこれだけの大きな減額がすべて市の責任として減額せざるを得ないと。入札減とかそれは別ですからね。それもある意味では余り大きな金額は問題ですからね。そういう点では、この数字は余りいい数字ではないというふうに私

は印象を持ちますので、よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 最終補正ですから、これだけの額が出たということも基本的には理解できるわけです。しかし、この減額が集中して1つの部、課にあらわれている、こういうことで、とりわけ土木費関係ですね。都市計画費も含みますけれども、この関係の減額が非常に多い。市民生活にかかわる重要な事業を進めていく土木関係費、これに減額が多い。結局この7億8,000万何がしかの額の中で、執行できずに減額をされた額は総額で幾らになるのか。いわゆる未執行減ですね。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの質問でございますけれども、土木費の中で今回7億8,498万1,000円減額をいたしておりますけれども、そのうち事業部に係りますもの以外として、河川費で1,483万1,000円と公共下水道の繰出金で2億793万8,000円、これが別の関係でございます。合計で2億2,276万9,000円が別でございます。

その中で、内訳として国等の内示増によって先行執行したもの、所管の協議会でも御説明いたしましたけれども、市場岡田線の1億7,450万円、榎井西岡田吉見線の1億3,436万4,000円等につきましては、主に国等の内示により平成5年度先行執行したものであるということで、約3億800万ほどございます。

それと、平成6年度執行できなくて平成7年度継続して予算計上を行っているというものが、男里昭和橋線とか信達樽井線、住居表示とか市民の里の関係については平成7年度引き続きやっておりますので、これはとまってしまったということではなしに、継続事業ということで御理解いただきたいと思っております。

それと、執行残といたしましては、新家駅前の地区計画の関係で2,300万、これが執行残、中央公園の新設事業も、一応埋め立ての工事とか公園の計画、国体の場所が変わったということで執行をやらなかった、一たんとまってしまったというものが1,700万ほどございます。

それと、住宅の関係では委託料関係の5,300万。これも一部マスタープランの基本構想の予定をいたしておりましたけれども、払い下げの問題が出たということで、後年度に送った分が500万ほどございます。あと

は入札減ということでございます。

それと、和泉砂川の関係も入札減ということで、都市計画調査費も入札減でございます。

あと大阪府等の事業調整でできなかったものとしては、新設改良費関係の4,000万ほどの用地買収の予算と、マスタープランの関係、払い下げの関係があって6年度執行できなかったもの500万が主なものでございまして、あとは平成7年度継続して予算計上している事業につきましては、執行できなかったということではなしに、その年度に調整ができなかったということで後年度に送っているということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） むしろ私の質問を先取りしたようなお答えをいただいたんですが、私はこの減額補正の中で未執行で減額せざるを得なかったのは幾らですか、このことを聞いただけなんです。総額について大体どれぐらいになるか。最初言われた2億2,000万、これでいいんですか、もう一度確認したいんですが。いろいろ言われたんで、ちょっと数字のこともありましたので、十分メモで確認できなかったんですが、再度お教えをいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 再度お答えいたします。

2億2,000万というのは、事業部の方に関係のしていない予算が土木費の中に入っておりますけれども、下水道部の関係の所管の分でございますので、それを先に申し上げただけでございます。

それと、未執行ということでございますけれども、6年度未執行でできなかったものとしては、道路新設改良費の用地買収の関係、これが4,000万ほどございます。これは府と事業調整がつけば再度という形にしております。だから、これは調整をやれば別に問題はないんじゃないかと思えます。

それと、住居表示につきましても1年おくれたということで、6年度執行してなかった雄信地区の表示がおくれておりまして、それにつきましては7年度で予算計上して実施するというところで行っております。

それと、住宅のマスターの関係の500万が、払い下げの問題がつけば

引き続き一般住宅のマスタープランの基本構想を進めていきたいということで、これも後年度に送っているということでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 総額なかなかお示しをいただけないんですが、そんな難しい問題ではないと思うので、ちょっと今道路関係だけは4,000万明確になったわけですが、それに住居表示の関係、それから住宅の関係が入るということで、幾らぐらいになりますかね。住宅で5,300万、それから住居表示で3,000万。だから、1億2,000万ほどが結局執行できずに減額補正したと。これは平成7年度でも道路関係なんかでは執行するものもある。しかし、中にはさらに先送りせざるを得ないものもあると、こういうふうに出るんですが、これは最終の補正に近いものだろうというふうに出るんですが、どうでしょうか、一応決算見込みですね。財政の方に聞きたいんですが、この最終補正で大体決算の見込みですね。赤字になるのか、落ち込むのか、それとも黒字に転じられるのかですね。できれば大体の概算でも結構ですから、額がわかっておればお示しをいただきたい。

議長（重里 勉君） 松本財政課長。

総務部財政課長（松本寿高君） お答えいたします。平成6年度の決算の収支についてですが、現在決算統計作成中でございますが、普通会計で約5,000万程度の黒字になるというふうに見込んでおります。

以上です。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 今5,000万程度の黒字だということでした。土木関係で大体1億2,000万、これが平成7年度以降で執行せざるを得ない額。それから下水道の繰出金も含めると、さらにそれに2億2,000万が加わってくる。決算では大体5,000万ぐらいの黒だということなんですが、これだけの未執行を残しているわけですが、これは平成7年、平成8年で財政は非常に厳しいと、經常収支比率等を例に挙げて市長もいみじくも言われたわけですが、その辺、5,000万程度の黒字を抱えてるわけですが、執行が非常に多い。これはそういう財政事情の中で処理していけるのかどうか、これも少しお示しをいただきたいな、こういうふう

思うんです。

それから、乳幼児の関係では、これは見込み違いも甚しいというふうに思うんですが、これにちょっと関連をして、乳幼児の医療にかかわって、入院にかかわって、この制度が大阪府で実施された今年の10月に市で独自の病院給食の無料化ですか、これをやったところもあるわけですが、ことしの平成7年の当初からはさらにそれに幾つかの市——私のあれでは7市が加わったと。合計10市ぐらいが病院給食無料化を乳幼児の関係ではやっているというふうに思うんですが、泉南市の方ではそれにかかわって何かお考えをお持ちなのかどうか、この点お示しをいただきたいなと思います。

以上で終わります。それだけお答えいただきたい。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） まず、前段の御質問でございますが、要は6年度が5,000万程度の黒字だと。ところが、普通に執行していたら赤字になるんじゃないかというのが趣旨だと思うんですね。その分を後年度で負担できるかどうかというのが質問の趣旨だと思いますが、当然、予算の編成上は単年度会計になっております。ただ、ことしできなかった分を来年度、事業部の方で我々の財政の方にどのような要求がされるかということが我々の判断になってくると思います。我々といたしましては、後年度になった分につきましては、できるだけ採択するという方法をとる必要があるんじゃないかと、このように考えています。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 入院の件につきましては、平成5年の10月から実施させていただいておるわけございまして、新年度の予算につきましては、それから間もなく予算編成があったということでございまして、実績等もございませんでしたので、国保の受診率とか就学前児童数等を参考にしまして積算いたしましたもので、實際上とは大幅に狂ってしまったということで、申しわけなく思っておるわけでございます。

それと、入院児の食事療養費につきましては、今年4月から実施させていただいておるところでございますが、これにつきましては府の補助制度に乗っかるような形で実施させていただいておるところでございます、これにつきましてもほかの母子家庭とか障害者等の関係もあるわけござ

いますが、市といたしまして市長会等を通じまして、府制度創設をしていただけるように今後とも強く要望してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 57ページ、砂川樫井線新設事業費についてちょっとお伺いしたいんです。これは用地買収に伴う減額ですか。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） お答えいたします。

砂川樫井線の減額の件でございますけども、起債の財源構成の変更によるものでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 砂川樫井線については、これは最近用地買収ということが続いとるんですけど、砂川樫井線の管理ですな。市役所の前の信達樽井線と砂川樫井線を比較してみたらわかるんですけど、廃車はされるし、道路の草は刈らないし、迷惑駐車はされるし、道路としての機能を持ってない。道路は開通してないんですけど、団地の部分の供用部分は、皆さん見てもらったら御存じですけど、この管理運営について一体どのようにされとるのか。この間、消防自動車 came たんですけど、あそこの迷惑駐車で動かないとか、そういう市道の管理運営なんですけど、これはどのようにされとるのか、深刻な状況であるもんで対応をちょっとお伺いしたいんです。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 砂川樫井線の管理面につきましてお答えいたします。

御質問の箇所につきましては、一丘団地内の供用している部分というふうに思うんですが、まず放置車両とか違法駐車等の問題につきましては、所轄の警察の方にも連絡をいたしまして、その都度対応さしていただいとるということでございます。

それから、管理面でいきますと、ごみの不法投棄の問題とか若干あるわけなんですけども、その辺につきましても市の方の担当課の方とも連携をとりながら、発見次第対応してるということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それとね、道路形態として実際道路形態になってないと。歩道に車を乗り上げて別にも市は何も言わないし、これは市民の方から苦情が出とるんですけどね。それから、一丘中学校の運動場の下から長慶寺に貫く——榎井線は途中でとまっとるからそれから道路がないからね、一般の道を通って、また小さい舗装してない道を通って住民は行かなあかんとかね、道路として機能がなくなってないわけ。一般の人は、道路でないところを通ってまた違うところへ行かないけないという状況が出ると。このことについては、道路をきちっと整備する前にそれに通じる道路を整備してくれということは何度も要望が出とるんですけど、いまだにそれもされてない。知ってますか、その長慶寺の裏から通じる道についても。

だから市道についての管理は、市役所の前なんかきちっと整備されて——同じぐらいの道路ですよ、あの榎井線というのは、木も植えて。何ら草も刈ってないしね、放置されとると。用地買収費をつけることはいいんですけど、管理のための整備はやっぱりきちっとすべきですよ。51棟から向こうは通じてない。全く通じてないところで、全く管理されてないしね。もう供用開始されたというけど、事実上51棟から向こうというのは道路が通ってない。高層のところは、実質使っていない道路があるんですけどね。供用開始されたというけど、その管理もされてないし。ちょっとそれ、きちっとしてほしいですわ。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 砂川榎井線の管理面につきまして再度お答えいたします。

2点ほどあったと思うんですけども、まず1点目の供用してる部分から長慶寺の方へ抜けます——通行はしてるんですけども、認定道路じゃない、生活道路的な性格の道路ですけども、これにつきましては、確かに御指摘のとおり現況は若干穴ぼこというんですか、地道でございますので、雨が降るたびに落差というんですか、車が通りにくいというような状況があったり、歩行者が通行しづらい状況にありましたので、近々その辺の路盤の整正等の管理をするということで、市の認定道路じゃございませんので、その辺若干難しいところもあるんですけども、底地の権利者さんにも

承諾をいただきまして、ちょっと現場の方は議会でしたので確認しておりませんが、発注はいたしております。ですから、その辺の問題につきましては、生活道路として利用してる実態がありますので、悪くなったらその都度対応していくという形で考えております。現実にも今回もそういう形で対応をさしていただいております。

それから、2点目の、言われてるのは歩道への車両の乗り上げの問題と、それから砂川樫井線の一部事業認可区間までの間、行きどまりになってる部分のことだと思っておりますけども、歩道への乗り上げの部分につきましては、対応できる範囲でそれなりな車どめを設置するなり、現場調査の上、それなりに対応をしておるということでございます。

それから、行きどまりの道路につきましては、供用しているという問題もでございますので、確かに放置車両やらいろんな問題を惹起してるのは我々も把握いたしております。先ほども御答弁申し上げましたように、放置車両等の問題につきましてはその都度対応さしていただいているわけですが、構造的にまだ暫定的な供用の仕方でございますので、抜本的な対策につきましてはなかなか難しいところもあるんですけども、今後それらの問題につきましても、暫定供用中の区間の管理につきましても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） できるだけ簡単にいたしますが、まず平成6年度のいわゆる最終の補正予算というふうにお伺いしてよろしいですね。そういうことで少しだけお尋ねしておきたいんです。

ちょっと聞き漏らしたかわかりませんので、最初に42ページの雑入はちょっと中身をひとつ教えておいていただけますか。

議長（重里 勉君） 松本財政課長。

総務部財政課長（松本寿高君） 42ページの雑入についてお答えいたします。

企業局負担金が全額でございまして、男里昭和橋線、市場岡田線、樫井西岡田吉見線が該当しております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） ちょっとそれ、なんでしたら後でも構いませんけど

も、この年度でのそれぞれの額を、今言われた分お示しを願いたいというふうに思います。

それと、先ほどから問題になってますように、国・府等の補助金と、それからあと起債の関係の減額で、あと一般財源に振りかえてる分がありますね。一般財源に振りかえてる分が相当あるんですが、それぞれについての理由を聞いていきますと大変になりますのでおいておきますが、ものによっては市がせつかく予算を組みながら執行できなかったことによるもの、また執行したけれども、認められずに一般財源の補てんをせざるを得なかったということで、市民に対する負担が非常にかかってくるというものがあるんですが、そういう点について市としてこういうことのあり方についてはよっぽどよく検討して、そういうことがないようにしていただかないといけないと思うんですが、今回大きなものもありますから、そういう点についてどういうふうに考えておられるのか、その点ひとつお答えをしておいていただきたいというのが1点です。

それから、ここで空港関係で、市長も7年度当初では予期しないほど財政収入が困難であったというふうな趣旨のこともたしか言われておったと思うんですが、それにつけても改めて思い出しますのは、例えば空港島の本来泉南市の固有の税収であるべきものが、国会の方で勝手に、地元の意向を無視して減額、減税をされてると。これは本来国がそういう政策上やるんなら国の施策としてやらないかんわけですが、例えばそれを泉南市だけに負担をかけてると。この場合は、たしか施設の関係からいうと泉佐野市や田尻町に関係なく泉南市がほとんど、例えば格納庫も最近できてますけども、それもそうでしょう。だから、これにかかわるものがこの6年度で大体何ぼ関係をしてきているかという金額をひとつお教え願いたいのが1点です。

このことについて市長、たしか取り組みを、それも云々ということと言われたけども、一応補正予算として最終的に出されるという点で、一体この問題についてどういうふうに政府に対してやっていくのか、その点も含めてひとつ一遍最終的な対応として聞いておきたいと思うんです。これは5年間ですから、ことしもかかわりますからね、そのことを金額をお聞きしておきたい。

次にもう1つ、同和問題でこういう際ですからお尋ねしておきますが、

同和減免という問題があります。6年度でたしか5,800万ほどになっておるわけですが、それはきのうも一般質問の中で言いましたが、この5,800万に上る都市計画税と固定資産税の減免は、平成7年度にはさらに膨れ上がると思うんです。あなた方が税金ようけ取るようにしたからね、それでその分だけ上がるわけですが。

そこで、この間同和对策審議会の方に資料が出されたんですが、これの地図が出されたので——議員の皆さん全部にはお配りしてない、同対審のメンバーにしか配ってないので申しわけないですが、地図を出された。この赤い線、これを引かれた人、税務を含めてわかっていると思うんですが、減税をやっている地域はこの赤線で区切られた地域に限られるということであると思うんですが、間違いはないかどうか一応確認をしておきたい。

以上です。それだけちょっとお尋ねしておきます。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川 一郎君） 3点のうち、初めの2点について私の方からお答えさせていただきます。

まず、今回13億8,463万6,000円の減額になったということについては、御指摘のとおり今後の財政運営上の問題等も含めまして、事態を十分にしっかりと受けとめる必要があるかと思えます。

御指摘ですが、財源構成の中身は必ずしも一般財源がふえたというわけではなくて、起債額の確定が多くなった結果、一般財源が減った分もございますし、あるいは先ほど申しましたように埋蔵文化財センターの場合は、起債も一般財源も全部ごそっと、不用というか7年度に繰り越しているというような中身もございます。それから、事業部関係では一部、平成5年度の補正で先取りをした結果、平成7年度に予算が不用になった額も減額をしてると。それらは一般財源も起債も総じて全体として減っておるということでございまして、一律に一般財源がふえたというわけではございません。

その結果、歳出についてはそうでございますが、歳入につきましても起債の発行残高が予算で確定していただいている額よりも落ちてきている。あるいは繰入金で従前予算を立てておりましたが、繰入金から一般会計へ充当する額も減ってくるということで、歳入面での改善も一定されておって、その部分は平成7年度以降の余裕的な部分になるかというふうに考えて

おります。

それから、空港に係る全日空などの格納庫の処理につきましては、林議員も従来から御指摘でございまして、たしか市長からも、これは5年間の時限立法でございまして、5年がたてば当然そのあり方について今後も議論されるというふうに考えておりますので、そういう機会をとらえまして地元市としましては主張してまいりたいというふうに考えております。

〔林治君「金額は」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 金田同和对策部長。

同和对策部長（金田峯一君） 林議員の先ほどのお尋ねの件でございまして、固定資産税の線引きということで、地図でございまして、現在のところそれをもちまして実施さしていただいております。

議長（重里 勉君） 附野総務部参事。

総務部参事（附野忠彦君） 先ほど議員御質問の定期航空運送事業者の2分の1減免の関係でございまして、今数字を持ち合わせてございませぬので、後ほど報告させていただきます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 数字を持ち合わせないので後ほどというのはどういうことかな、ちょっとわかりにくいんですが。

助役ね、いろいろ言われましたけど、それじゃちょっとこれだけ確認をしておきたいんです。わかりやすいことで67ページにあります、ここで海会寺の史跡等活用特別事業補助金ですね。これは国も府も出るようになっていたのが今回減額されて、そして實際上事業をやれなかったということですが、一般財源からは6,643万1,000円、これは振りかえを一定やられてるといようなこともありますのでね。例えば、7年度予算の中ではこの史跡等活用特別事業補助金というのはいないんですよ。助役、こちらの方にはそういう名目の補助金がついてないんですよ、同じ事業をやるについてもね。こういうことは、本来これをやっていたら補助金ついたので今度はないということになると、市として同じ事業をやるのに大変損失でしょう。

だから、そういうことから一般財源がふやされるということについては——だから、トータルでいろいろとほかの分野のも含めて、あなたがこのことを特別に取り上げて言うたから私も特別に取り上げて言わざるを得な

いんですが、ほかのやつはトータルでそうじゃないと、全体の趣旨として言われたけども、特にこれなんか言われたけども、じゃこれはこういう問題がありますが、これは一体どうですかということを私は改めてお聞きせざるを得ないんです。その点だけちょっと確認のために聞いておきます。

それと金額、後で——後ですが、そんなにわかりにくいもんであったんでしょうかね、税額については。これは特別にそうやってるので、そんなに難しいんやったら後でもいいですけども、ほんといえはここで一応言っ
てほしい。

ただ、それについて私、助役からの答弁ですが、市長として財政が厳しいと言うてるときに、これは最終的ですからやっぱり何とかして、5年間じいっと黙ってて、終わってからくれ言うたって余計くないんですよ。消防のあれだけでも1億数千万毎年空港に対して支出してるわけですから、そういう民間の会社への特別減税をやるようなことは、泉南の固有の権限の問題ですから、さっきの後の同和問題もそうですけども、固有の権限の問題について余り知らん顔してて、金がない、金がないと言ったって、それは通れへんですよ。

そういう点、もっと市長として具体的にその後、それじゃ交渉をさらにやったのかどうかですね。やりますという話だけ聞いたんですが、その後具体的にやってるんかどうか、政府の方へ物を言うてるんかどうか。この間運輸大臣に会うたという話ですけども、そしたら運輸大臣にちゃんとそのことを言うたんかどうかですね。これは今の横山ノック知事が地元負担をかぶるようなことを言うてますから、なおさら大事なんで、はっきりしてほしい。

それから、同和減免について、現在のところそれをもって実施しているという。私はこの地図に示された地域を限定してやっているんかというふうに正式に聞いてるんですから、きちっと、この枠内であるとかないとかいうことを明快に答えてもらいたい。

議長（重里 勉君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 格納庫の当初予算では7,709万3,000円でございます。この分が減額になったわけでございます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の空港本島の特別減税については、この間運輸

大臣とお会いしたときにはそういう話ではなくて、南ルート of 件でお願いをしたということでございましたので、その件は申し上げておりません。しかし、泉南市にとりましては非常に大きな問題でございますから、今後機会をつくり、また要望していきたいと、このように考えます。また、以後については、その経過等については御報告をさしていただきたいと、このように思います。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川 一郎君） 海会寺の予算でございますが、国庫支出金の3,310万8,000円、これについては先ほどの事業の中で当初予算に繰り越しをさしていただいて、平成7年度につないだ予算という意味で、補正上減額をさしていただいたと。平成7年度の予算の繰越明許費の額に上げているというふうに考えておるんですが。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 同和減免の実施方法でございますが、地区内の線引き内についてのみ減免の対象として減免を行っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 津野課長。

教育総務部次長兼社会教育課長（津野和也君） 国・府特定財源の件にお答え申し上げます。

国からは3,347万5,000円を2カ年にわたっていただくことになっております。そして、府の方からその半分の1,673万7,000円を2カ年にわたっていただくことになっております。そして、国の方からの財源3,347万5,000円を平成5年度の繰越明許費のところで上げさせていただいております。現実的にこのお金が入ってきておりますのは、平成7年の3月の24日に繰越明許分として入ってきております。そして、残りの3,347万5,000円ですが、この分につきましては後の報告第9号で上げるところの平成6年度繰越明許計算書の中の未収入特定財源の3,347万5,000円に相なります。

そして、府支出金の1,673万7,000円でございますが、当初私どもは平成7年度のとくに全額いただけたらと思っておったわけでございます。ですから、当初予算のときには1,673万7,000円の2回分、3,300万ほどを上げておりましたが、大阪府との話し合いの中でことしの平成6

年度中にそのうちの1,673万7,000円を市の方にいただくことになっております。ですから、平成7年度に府の特定財源の1,673万円7,000円が入ってくるようになっております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 答弁漏れありますか。———林君。

23番（林 治君） 今、次長の方から繰越明許で入ってるということですが、この補正予算で、ここでこういうふうに減額してるから私言うてるんです。だから、それが繰越明許になっていくというふうには考えられないんですよ、私自身は。その点はここでなぜ減額をしたのか。これ、減額でしょう。そうじゃないんですか。この6年度の補正予算から減額するんでしょう。私、担当の委員長でもありますからね、この教育関係のことでわざわざ聞こうとは思わなかったんですが、財政問題として助役がそういうふう言われたから、改めてお聞きして確認をしてるだけなんです。

いろいろ御意見がありますからあれですが、そのことで、じゃ、これは減額したものが明許繰り越しに変わっていくんだというふうには考えられないんですが、もう一度そういう点で確認しておきます。

それから、ちょっと税務の方で答弁、固定資産税の7,709万云々というふうに数字を言われたんですが、今私はあの法律に基づいて6年度で最終的に幾らの金額が減税されることになるんかと。当初に乘せてますと言いますけどね、あれは2分の1の減免なんですよ。総額、全額減免じゃないんですよ。だから、ちゃんと答弁のときにきちっと、総額本来ならこれだけだけれども、その半分減額して半分は入ってますとか、そういうふうに言えば正確なんです。だから、こういうところでのやりとりですから、そういう点きちっと正確に理解のしやすいようにおっしゃっていただいたら、質問は1回で済むんです。

そのことについて先ほど市長の——南ルートのことをお願いしたというのもあれですけども、私は空港の南ルートのこと本来安全のためには——安全な空港を私も望んでますけども、安全な空港づくりというのは運輸大臣自身の第一の仕事なんですよ。そんなことをあの人をお願いしたら、あの人、それをはいはいと聞いているような運輸大臣だったら頼りない運輸大臣ですよ。そのことは私の責任のことです、御心配かけて済みませんぐらい言わないかん問題ですよ。それを泉南の市長がお願いするというのは、

これはまたお門違いも筋違いも、そんなことよりも泉南市の行政をもっとちゃんと安全にまともにやることについて、市長自身は責任と熱意を持ってやらないかんことなんですよ。

それよりもむしろこの泉南市民の暮らしを豊かにするために、そういう不当な政府のやり方をやっぱりきちっと言うて、税金は国の政策としてやるんなら、それはまあそのことを国は国会で法律を決める権限あるからやればいいですけども、そしたらそれだけのことは泉南市にちゃんと補いをつけることの仕事を運輸大臣はやらないかんわけですよ。そこらのけじめをちゃんと、市長としてはやっぱり文書でも申し入れるぐらいのことをすべき問題じゃないですか。そのことを改めてもう一度確認しておきたいと思います。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 民間の関係の軽減でございますが、6年度分については該当がありません。建物自体が7年課税となりますので、7年度において見込んでおる金額が税込として1億5,400万でございます。その2分の1の7,700万が減額となる額でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 要望の方法等については、私どもの方で検討いたしまして、要望いたしたいというふうに考えます。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 先ほどの海会寺の予算の減額の問題でございますが、6年度につきましては一部事業は執行したわけですが、本体工事等についてはできなかったということから、本体工事の部分につきましてその全体を繰り越すと。ただ、一部造成している工事については当然対象国庫補助等にもなりますので、その部分は受け入れますけれども、それ以外で本体工事の部分についての予算については、予算措置上、最低限、第9号議案の平成6年度の最終の予算繰越明許計算書で説明を差し上げるということになっておりまして、平成7年度当初で計上していたということについては間違っておりましたので、訂正させていただきます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） お昼ですので、できるだけ簡単に一言だけ乳幼児の

入院医療費のことで関連して質問したいと思うんですけれども、たくさんの額の見込み違いが発生してるということでしたけれども、実際に利用者の立場からしまして、この入院医療費の無料の申請ですけれども、窓口へ申請をせねばならない制度になってると思うんですけれども、利用するそういう対象になる方たちが利用しやすいような方法として、ただ広報で宣伝するだけではなくて、入院したときに直接利用できるようなことがはっきりとその対象者にわかるような方法が講じられているかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 上林健康福祉部次長。

健康福祉部次長（上林 啓君） 松本議員の質問にお答えいたします。

平成5年9月議会にお諮りしまして、10月から施行して11月から申請を受け付けいたしたところでございますが、それまでの間、各病院の待合室等に先生方にお願ひし周知徹底を図らせていただいて、病院の方にも御協力願ったという経緯がございますので、我々としましても啓発に關しましては、幼稚園、保育所なりへ御協力願ひまして、その該当者の方にチラシを配ったという経緯もございますので、かなり周知はできたと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔林 治君「1つだけ今のところで漏れましたので」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 58ページの信達樽井線の改良事業のことですが、ちょっと私、補正予算のほかの部分と間違ってます、これはちょっと確認だけしておきたいんですが、いわゆる都市計画決定やってからもう大分たってるんですが、関係の住民の方が自分とこの営業等の目標が定まらない、どういうふうにしていいかわからないという声があるんです。そういう問題について、どの程度でこれから事業として具体化するのかという点について、できたら——例えば計画決定されたところの住民は、その用地を使って新しい事業を展開できないでしょう。そういう点でどうなのかという点を、3年後にはここをやりますとか、やりませんか、いろいろ含めて聞かしておいていただきたいということです。3年とか5年とか年限を切ってね。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 信達樽井線の事業の進め方等につきまして

お答えいたします。

信達樽井線につきましては、都市計画決定後、国道26号線から市道樽井大苗代新家線——市役所の前の交差点のところですが、そこまでの間は完成いたしました。続きまして、我々考えておりますのは、府道堺阪南線からりんくうタウンへ至る区間につきましては、本年度、平成7年度で事業認可、いわゆる都市計画法の59条に基づきます事業の認可をいただきまして事業着手をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、都市計画事業でございますので、都市計画の決定の法律的手続を行った後に、実際の事業は事業認可を取ってその区間を進めていくわけなんですけども、今言いました区間外につきましても先行で用地取得なんかも結構やっておりますので、ストックはあります。その中でとりあえず事業認可を取らないことにはいろんな補助金もいただけませんので、平成7年度に事業認可を取りまして、りんくうタウンへのアプローチに向けまして鋭意努力していくということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

1時20分まで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時36分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般会計補正予算の質疑において、税の減免の問題にあって理事者の答弁が、同和対策審議会での報告と食い違っているとの指摘が一部議員より申し出がありましたので、これの調整のためこれより暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 5 時

流会

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

重 里 勉

大阪府泉南市議会議員

堀 口 武 視

大阪府泉南市議会議員

市 道 貞 二